**（参考例）**

**５　指定居宅療養管理指導事業所(**介護予防居宅療養管理指導)**の運営規程の例**

●●●●（事業所名）運営規程（指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導）

　（事業の目的）

1. ＊＊法人△△が開設する●●●●（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導等」という)の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（保健師、看護師、准看護師）又は管理栄養士が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業においては、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　指定居宅療養管理指導等の提供に当たっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１)　名称　　●●●●（事業所名）

(２)　所在地　香川県○○市○○丁目○番○号　○○ビル○階

　（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　(１)　医師又は歯科医師　　　１名

計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて指導を行う。

　(２)　薬剤師　○○名以上

医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導を行う。

　(３)　管理栄養士　〇名以上　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供

及び指導又は助言を行う。

(４)　歯科衛生士等　　〇名以上

　　　　訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及びその歯科医師の策定した訪問指導計画

に基づいて実施される口腔内や有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する療養上

必要な指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(１)　営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

(２)　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

(３)　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

　（指定居宅療養管理指導等の種類及び利用料その他の費用の額）

1. 指定居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとし、指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(１)　医師による指定居宅療養管理指導等

(２)　歯科医師による指定居宅療養管理指導等

(３)　薬剤師による指定居宅療養管理指導等

(４)　管理栄養士による指定居宅療養管理指導等

(５)　歯科衛生士等による指定居宅療養管理指導等

２　指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(１)　事業所から片道おおむね○○キロメートル未満　＊＊＊円

(２)　事業所から片道おおむね○○キロメートル以上　△△△円

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市（島しょ部除く。）、□□郡△△町の区域とする。

（虐待の防止のために関する事項）

第８条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(１)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について従業者等に周知徹底を図る。

(２)　虐待防止のための指針を整備する。

(３)　従業者等などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。

(４)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第９条　事業所は、提供した指定居宅療養管理指導等に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条　事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(１)　採用時研修　採用後○か月以内

(２)　継続研修　　年●回

２　事業所は、適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、当該指定居宅療養管理指導等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

６　事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

７　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。